

天文学会定款改訂の問題について

(秋季年会の説明会から)

海野和三郎

運営検討委員会が発足して、定款改訂に対し、主としてその推進の検討を始めて以来約3年になる。その間、主として検討委の努力により、改訂の理念およびその具体化に対し種々の意見の集積とりまとめが行なわれ、問題点が明らかにされてきた。検討委は、その後、克明なる答申案とそれに対する克明な説明文を理事長に提出して、その任務を終えた。しかし、この答申案は、答申案という性格上、その原案段階において一般討論を経る機会がなかったことが一つの原因で、本年の春季年会の総会において、これに対する修正意見がだされた。その結果、これらの修正意見は修正案として理事会に提出すること、理事会はこれらの修正案のとりまとめを行ない、答申案の理念をふまえて具体案をつくることの総会申し合わせがなされた。さしあたって、今回の秋季年会の説明会においては、7つの修正案のとりまとめと提案者の説明、これに対する討論、今後の理事会案推進の手續きについての説明などがなされた。修正案は、その考え方の大すじはこれまでも春の総会などで述べられたものであるが(天文月報6月号)、新たに条文の形で提出され、それらのとりまとめは天文月報10月号にけいさいされている。

定款改訂に対する理念は、その詳細については、いまだ意見分布は広く、会員全体はおろか理事会においても統一の見解は得られて居らず、最終案にいたる道程は難行が予想される。しかしながら、大綱においては、研究者・同好者を含むユニークな天文学会の会員構成はこれを守ること、評議員の選挙制度の導入を主体とする学会の民主化をはかることの二点が全会員の承認を得てお

り、新定款がこれらを土台とするものであることは疑問がないであろう。説明会のあった翌日開かれた理事会において、まず海野、牧田、大谷の3理事が理事会案の原案を準備することがきめられた。

新定款をつくる際に、もう一つ注目すべき点は、「天文学の進歩と普及をはかること」という天文学会の目的が当然のこととして会員の間に異論が出ていない事実である。したがって、天文学会は学問を中心とする集団であり、その性格は、国家のような運命共同体や利益を追求する通常の会社などと異なり、権利と義務がほとんど同義語となっている団体である。また、義務(以下権利と呼びかえてよい)はすべて会員個人の任意であり、實際上出入のほとんど自由な任意団体であって、会員は何を期待できるかでなしに会員は何を貢献できるかが求められているところである。ただ、研究者にとっては日本天文学会がわが国唯一の天文学会なので、運命共同体的な色彩が若干あることも否定できない。

以上の観点に立って、学会の経済的基盤、会員の能力と時間の有限性、天文同好会の存在などを境界条件として、さらに、これまでの会員の遂行できた義務(例えばこれまで、月報購読のみを行なっていた通常会員がいつでも年会や総会に出席する義務を自分に課することができたこと)をできるだけ保持するという学問法人に重要な条件を附加して、天文学会としての事業、研究者同好者それぞれの義務、民主的ということの具体的な姿、実務の負担などの諸問題に対し、天文学の進歩とそれに附随する天文学の普及を最大にするという変分の問題として検討が行なわれるべきであろう。これらの諸条件はお互いに矛盾する要素をもっているので、適正な解は一面的ではあり得ず、会員各自の義務の追求とともに寛容が大切である。一方、天文学会の活動のすべてが定款で規定される必要は全くないことも留意すべきことである。将来の負担にならぬ中道的な新定款が期待される。

1971年10月の太陽黒点 (g, f) (東京天文台)

1	—, —	6	—, —	11	—, —	16	4, 10	21	3, 70	26	5, 51
2	4, 41	7	—, —	12	—, —	17	2, 12	22	4, 65	27	9, 64
3	4, 46	8	4, 14	13	—, —	18	2, 25	23	4, 71	28	8, 46
4	—, —	9	4, 13	14	—, —	19	2, 32	24	4, 81	29	8, 32
5	—, —	10	—, —	15	3, 6	20	5, 69	25	6, 77	30	—, —
(相対数月平均値: 63.4)										31	4, 26

昭和46年11月20日	編集兼発行人	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	森 本 雅 樹
印刷発行	印刷所	〒112 東京都文京区水道2-7-5	啓文堂松本印刷
定価175円	発行所	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	社団法人 日本天文学会
		電話武蔵野 31局 (0422-31) 1359	振替口座東京 13595